

議案第 1 号

日南町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

次のとおり、日南町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 1 月 19 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

日南町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を次のように制定する。

（目的）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）に基づき、日南町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めることを目的とする。

（定数）

第2条 日南町農業委員会の農業委員の定数は 10 人とする。

2 日南町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は 9 人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

（日南町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止）

3 日南町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和 45 年条例第 40 号）は廃止する。